

2021年3月22日

各位

株式会社ビジネス・インフォメーション・テクノロジー

「緊急事態宣言」解除に伴う当社対応について

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府及び自治体から再度発令された緊急事態宣言（2021年1月7日）および緊急事態宣言の期間延長を受け、お客様、協力会社様、当社従業員の安全確保、並びにお客様に安定したサービスを継続的に提供するため、感染防止対応を実施してまいりました。

このたび政府より緊急事態宣言を解除するとの発表を受け、当社にて2021年1月12日に掲載いたしました「緊急事態宣言再発令に伴う当社対応について」及び2021年2月3日、2021年3月9日に掲載いたしました「緊急事態宣言延長に伴う当社対応について」を解除させていただき、以下記載の対応へ移行させていただくことをご報告いたします。

尚、今回「緊急事態宣言」は解除されましたが、今後の状況に応じて、以下対応策を見直して参ります事ご了承ください。

記

【緊急事態宣言解除後の実施概要】

時期：2021年3月22日（月）～

※終了時期については、今後の状況を鑑みながら随時検討します。

対象事業所：全社

対象者：当社従業員

実施内容

①日常の感染予防

感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式（※）」の実践を図ること、また以下症状の社員に関しては出社させず、自宅待機といたします。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい持病（※）があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合

※「新しい生活様式」とは、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保、「外出は少人数ですいた時間に」、「食事は対面ではなく横並びで」など、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式

②在宅勤務または時差出勤への対応

出社を必須とする業務が発生した場合や在宅勤務における当社社員の環境が不十分である場合、業務上やむを得ない場合等を除き、当社社員を在宅勤務等とする可能性がございます。また同様の場合において、交通機関の混雑を回避する時差出勤とする可能性がございます。

③打ち合わせ時の対応

お客様、協力会社様、社内打ち合わせは可能な限り電話・メール・Web 会議を活用いたします。やむを得ず直接の打ち合わせの際にも、必ずマスクを着用し対応させていただきます。またご来訪者様についてもマスクの着用を必須とさせていただき、上記①の症状がある場合にはお打合せを中止とさせていただきます。

④セミナー・会合への参加及び開催

セミナーや会合等の開催または参加については、十分な感染防止対策ならびに政府にて設けている基準を満たしている場合にのみ開催・参加することといたします。

⑤海外渡航の原則禁止

海外渡航については原則禁止といたします。

新型コロナウイルス感染における緊急事態宣言の解除となりましたが、再度の感染拡大が懸念されることを考慮し、関係者の安全確保と事業継続を第一に本対応を実施することと致しました。何卒ご理解いただきますよう何卒宜しくお願い致します。今後も、感染状況・社会情勢等により随時の見直しをしてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社ビジネス・インフォメーション・テクノロジー 管理本部

TEL：03-5830-1733